

ejob 事業

都市計画コンサルタント優良業務登録事業（略称：ejob 事業）

ご利用の手引き - 2020 年度版

－目次－

2020 年度の評価依頼受付	．．．	1
2019 年度の Topic	．．．	1
ejob 事業へのご協力をお願い	．．．	2
ejob 事業について	．．．	3
ejob 事業への参加方法	．．．	5
コンサルタントの皆さまへ	．．．	5
自治体の皆さまへ	．．．	7
事業要項、業務評価要領	．．．	9
協力自治体リスト	．．．	1 5
2019 年度登録優良業務の実績	．．．	1 8
2019 年実施の ejob 事業アンケート調査の実施結果	．．．	2 8

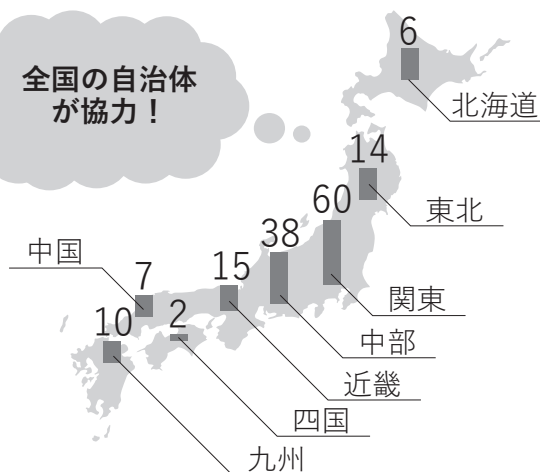
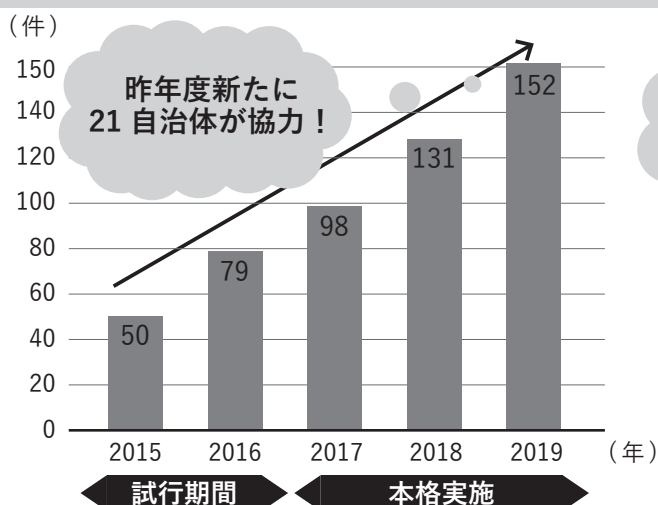
2020年度 評価依頼 受付

2020年度からは、評価依頼の受付期間を下記に固定いたします。コンサルタントの皆さまの積極的なご参加をお待ちしています。詳細は、ejob 事業ホームページ (<http://www.tokeikyou.or.jp/touroku.html>) をご覧ください。

前期： 5月1日～ 6月30日
後期：10月1日～ 11月30日

2019年度の Topic

■協力自治体が増加中



■都市計画学会交流会



- 2019年の都市計画学会全国大会（横浜開催）の初日（11月8日）の実務者交流会において、過去、満点評価となった業務を実施したコンサルタントと当該評価を行なった自治体に今後に向けた抱負等をお話いただいた。
- 本格実施後3年間で満点評価業務は2件。相原駅周辺まちづくり検討業務（実施：（株）住宅・都市問題研究所、評価：町田市地区街づくり課）および調布市空家等対策検討調査業務（実施：（株）パスコ、評価：調布市住宅課）。

■より活用される ejob 事業のあり方を議論



- 全国まちづくり会議 2019in 東京において、「評価制度としての ejob 事業を評価する」と題し、関東圏の地方公共団体、コンサルタント、学識経験者をパネラーに招き、本事業について議論しました。
- 議論の概要は、ejob 事業 HP で公表中ですので、是非ご覧ください。

都市計画コンサルタント優良業務登録事業（略称：ejob 事業） へのご協力をお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

私ども都市計画4団体は、ejob 事業について2013年度より準備を重ね、2年間の試行を経て2017年度より本格実施を開始し、本年度は4年目となります。

本事業は、自治体から発注される都市計画コンサルタント業務について、受注コンサルタントの仕事内容を当該発注自治体に評価していただき、優良と評価されたものを公開することにより、コンサルタントの能力向上の動機付けと同時に自治体発注事務の利便向上を図ろうとするものです。

本事業の成功には、自治体の皆様のご理解・ご協力とコンサルタントの皆様の積極的なご参加が不可欠です。本事業は都市計画業務発展の一助になるものと確信しておりますので、関係する皆様にご面倒をお掛けすることになりますが、よろしくご協力下さいますようお願い申し上げます。

2020年4月

公益社団法人日本都市計画学会	会長 久保田尚
公益財団法人都市計画協会	会長 竹歳 誠
一般社団法人都市計画コンサルタント協会	会長 松田秀夫
認定 NPO 法人日本都市計画家協会	会長 小林英嗣

ejob 事業運営委員会について

ejob 事業運営委員会（以下、運営委員会）は、本事業を管理運営する組織で、都市計画4団体から選出された委員によって構成されています。運営委員会の事務局は、（公財）都市計画協会に置かれています。（4団体協定、運営委員会規程）

■運営委員会の構成（2020年4月現在）

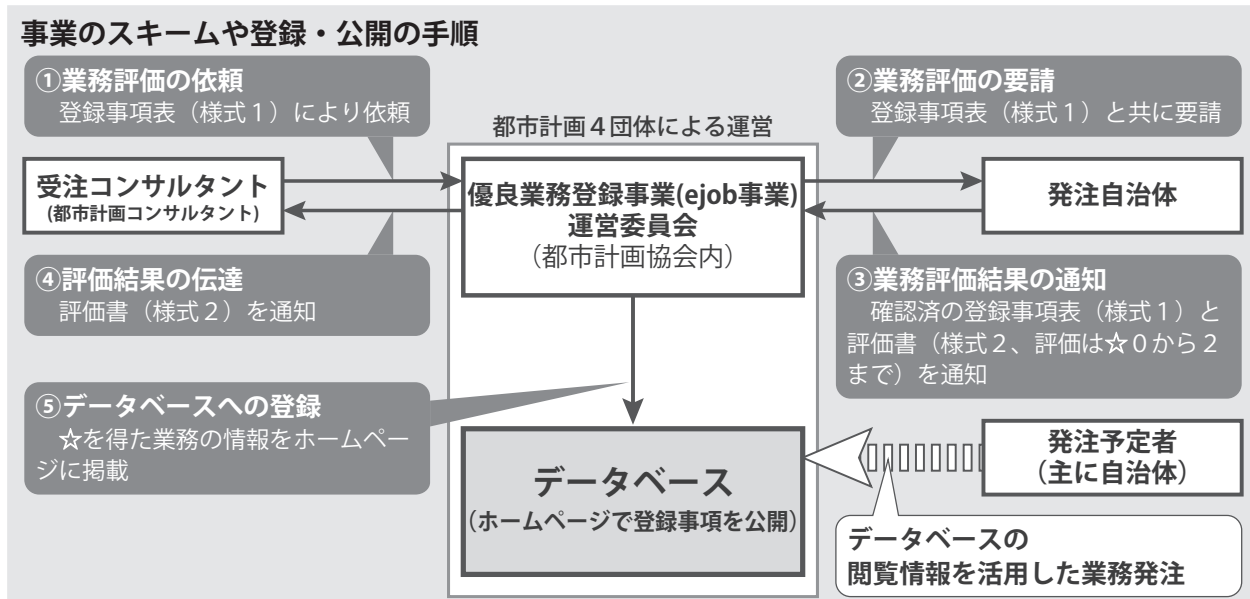
日本都市計画学会	委員長	森本 章倫（学会 社会連携委員会委員長）
	委 員	竹内 直文（学会 社会連携委員会委員）
都市計画協会	々	平岡 孝夫（同協会 業務執行理事）
	々	藤塚 仁（同協会 調査研究部長）
都市計画コンサルタント協会	々	小出 和郎（同協会 副会長）
	々	木村 吉晴（同協会 専務理事）
	々	菊地 建生（同協会 技術委員会委員）
	々	佐野 雄二（同協会 技術委員会委員）
日本都市計画家協会	々	柳沢 厚（同協会 元理事 正会員）
	々	須藤 裕行（同協会 正会員）
	々	柴田 和也（同協会 正会員）

オブザーバー 国土交通省（都市局及び住宅局の関係者に適宜依頼）
自治体（都市計画関係者に適宜依頼）

ejob 事業について

ejob 事業は、自治体発注による都市計画コンサルタント業務の中で、発注自治体に優良と評価されたものを登録・公開する事業です。これにより、都市計画コンサルタント業務の質的向上及び自治体における都市計画コンサルタント業務発注の利便向上を図ることで、都市計画の適切な実践と展開に資することを目的としています。

業務の評価依頼から自治体による評価、データベースへの登録は、以下の流れで行います。



① 業務評価の依頼

業務を実施した企業（都市計画コンサルタント）は、登録事項表（様式1：p12、様式記載方法：p5を参照）を記入し運営委員会へメールにて業務の評価を依頼。

② 業務評価の要請

運営委員会は、評価依頼のあった案件を、自治体に登録事項表（様式1：p12、様式記載方法：p5を参照）に評価書（様式2：p12、様式記載方法：p7を参照）を添えて業務評価を要請。

③ 評価結果の通知

自治体は、評価書（様式2：p12、様式記載方法：p7を参照）に評価結果を記入するとともに、登録事項表（様式1：p12、様式記載方法：p5を参照）の記入内容を確認し、運営委員会へメールで送付。

④ 評価結果の伝達

運営委員会は、自治体の評価結果を確認し、評価を依頼した企業に評価結果を伝達。

⑤ データベースへの登録

企業へ評価結果を伝達後、発注自治体による評価で「優良」と判定された業務（☆が付いた業務）に関する情報（業務名、発注自治体、受注会社、担当技術者、業務概要等）は、（公財）都市計画協会のホームページ上のデータベース（登録優良業務一覧）に登録。

自治体のメリット

■登録優良業務一覧により、専門コンサルタントが無料でわかる

- ・自治体の皆さまが発注実績の少ない分野の業務を発注するとき、当該業務に精通する都市計画コンサルタントにはどんな会社があるのか、そのコンサルタントの過去の実績はどうかなど、得たい情報をあらかじめ知ることができます。

コンサルタントのメリット

■自社プランナーの業務実績をデータベースに登録することで全国に情報発信できる

- ・本事業への登録により、コンサルタントの皆さまが手がけた優良な業務が発注自治体により評価され、記録にのこり見える化されることで、担当技術者の励みと自社のアピールになります。

■認定都市プランナー登録更新の際の CPD 単位が優遇される

- ・本事業は（一社）都市計画コンサルタント協会が実施する認定都市プランナー制度とも連携しており、認定都市プランナー登録更新の際に本事業の評価に基づき、CPD 単位が優遇されます。

※登録業務 1 件につき CPD20 単位相当として換算されます。

■152 団体がご協力

- ・2020 年 2 月 28 日現在、14 都道府県、138 市区町村、合計 152 自治体为本事業にご協力いただいております。15 ページをご参照ください。
- ・新たに協力表明いただいた自治体名等については、随時ホームページに掲載いたします

■データベース閲覧は無料

- ・データベース（登録優良業務一覧）については、どなたでも無償で閲覧可能です。

■自治体の参加費用も無料

- ・自治体の皆さまの本事業への参加には費用はかかりません。

■データベースへの登録は 5,000 円/件

- ・コンサルタントの皆さまからの業務評価依頼は無料です。発注自治体による評価で「優良」と判定された業務は、登録にあたり 1 件につき 5,000 円の費用が掛かります。

- ・優良業務の評価・登録にかかる手続きの様式は、（公財）都市計画協会ホームページ内にある「都市計画コンサルタント登録優良業務事業（ejob 事業）」のコーナーからダウンロードできます。

- ・ejob 事業についての疑問・質問とその回答につきましては、ホームページにまとめています。ぜひご確認ください。

ホームページは

ejob 事業 検索

or



or

<http://www.tokeikyou.or.jp/touroku.html>

コンサルタントの
皆さまへ

Step 1

●業務評価依頼書に必要事項を記入してください。

Step II

●下記に示す通り、様式1に必要事項を記入してください。

● Step I、Step IIで作成した業務評価依頼書をメールにて
ejob 事務局へ送付する。

様式 1 について

●支店や支社名は、契約に用いた場合のみ記載してください

●建物や公園の設計業務は対象外です

●所属がある場合は必ず記載してください

●「認定都市プランナー」の方は名前の横に「P」を記載してください

●ない場合は「なし」と記載してください

●当該調査の位置づけ、背景、動機などを含めて記載してください

●主要な提案事項について、工夫の内容、工夫の経緯等を含めて記載してください

●ルーチン的な実態調査、アンケート調査等は評価対象外です

- 西暦表記で記載してください
- 確認した日付と自治体名を必ず記載してください

未参加自治体への働きかけについて

本事業は、都市計画コンサルタントの皆さまの積極的なご参加がなければ始まりません。

しかし、「参加したくても協力自治体に限られていて参加できない」とお感じの方が少なくないと存じます。ejob 事業運営委員会としても、引き続き協力自治体の拡大に努めてまいります。

併せまして、コンサルタントの皆さまからの自治体への働きかけも大変有力です。ご協力が得られそうな自治体関係者を、ejob 事業運営委員会事務局に是非ご紹介下さい。

その場合の手順は、概ね以下のとおりです。

- ①働きかけ対象の自治体関係者の所属・氏名・連絡先を運営委員会事務局にお知らせ下さい。その際、当該関係者の ejob 事業に関する感触（十分理解していただいた、話は聞いていただいた等）を併せてお知らせ下さい。
- ② ejob 事業運営委員会から、当該関係者に連絡を取り、本事業の関連諸情報を提供するとともに、本事業へのご協力を要請します。
- ③上記の結果は、働きかけていただいたコンサルタントの方に速やかにお知らせします。

2019 年度の登録業務の内訳

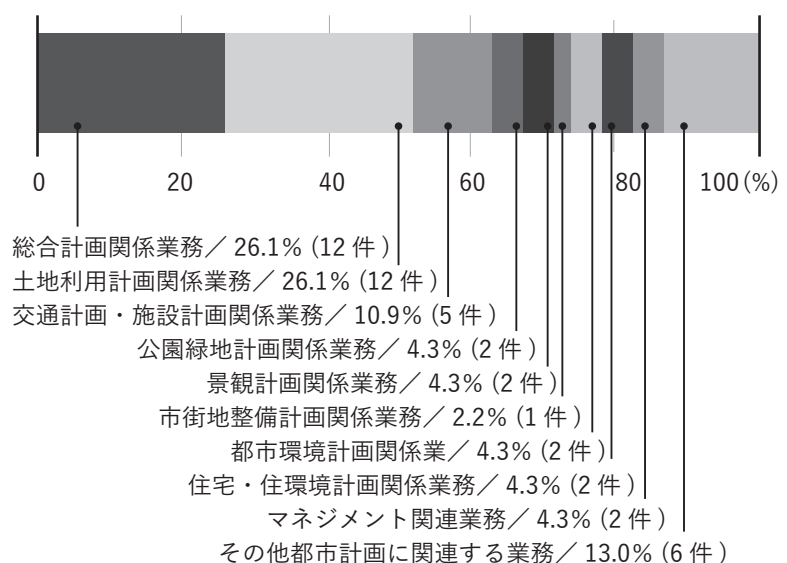
■データベースに 158 件の業務実績が蓄積されました

2019 年度



2018 年度
まで

●「総合計画関係業務」や「土地利用計画関係業務」の登録実績が多く増えました



* 一業務あたり 2 分野まで選択されています

自治体の 皆さまへ

評価自治体側の作業手順

Step I 様式 1 の内容を確認する

- ①事務局より送られてきた様式 1 の内容を確認し、相違がないか確認してください。
- ②様式 1 に誤りがある場合は、事務局へご連絡ください。
- ③相違がない場合は、下段にある自治体確認欄に日付、自治体（担当部局）名を記載してください。

Step II 様式 2 の内容を記入する

- ①様式 2 に評価前の必要事項を記入して下さい（次頁の図をご参照下さい）。
- ②評価は、業務評価要領（p13~14 参照）に基づき、2 名以上の評価者で実施してください。下記に「平均評価」、「総合評価」の算出を例示していますので、ご参照ください。
- ③算出された評価結果を「平均評価」、「総合評価」に記載してください。
- ④評価を補足する上で必要な事項を特記事項に記載してください。

Step III 記載済みの様式 1、様式 2 のデータを事務局へ送付する

- ① Step I、Step II で作成した様式 1、様式 2 のデータを PDF に変換し、メールにて事務局へ送付してください。

総合評価で☆印がついた業務については、様式 1 と様式 2 の総合評価結果、特記事項（公開事項）が HP 上のデータベースに登録・公開されます。（18 頁以降に昨年度分のデータベースを示していますので、ご参照ください。）

■ 「平均評価」、「総合評価」の算出方法

* ①は各評価者が個別に作業し、②以降は評価結果をまとめる者が作業する。

- ①評価者は、評価項目ごとに「◎」「○」「－」を記入する。
評価基準は、13 頁の業務評価要領第 3 に規定されています。14 頁の「評価基準の解説」も参考にご判断ください。
- ②評価結果をまとめる者は、各評価者の評価結果を一覧表に整理し、評価項目ごとに○の数（「◎」は「○」2 つとカウント）を合計する。
- ③評価項目ごとの○数の合計を評価者数で除した値を、【平均評価】とする。
- ④7 つの評価項目の平均評価を合計した値を【合計】欄に記入する。
- ⑤上記の【合計】の値が 11 以上を「☆☆」、7 以上を「☆」、6 以下を「－」とし、【総合評価】とする。

様式2について

様式2 評価書

都市計画コンサルタント
優良業務登録事業運営委員会御中

2020 年 月 日

発注自治体担当部局名

評 価 書

依頼のあった下記業務に関する業務評価の結果を通知します。

業務名 〇〇市〇〇〇〇基本計画策定業務	評価者数 3 名	総合評価 ☆
受注者名 株式会社〇〇〇〇		

評価項目	視 点	平均評価 (注) (○数の合計÷評価者数)	(注) 本評価は、算方式であるので、平均評価が「0」と表示されたとしても、必ずしもその視点が劣っていることを意味するものではない。
1. 専門技術力	業務目的等への対応力	1.67	(注) 本評価は、算方式であるので、平均評価が「0」と表示されたとしても、必ずしもその視点が劣っていることを意味するものではない。
	関連情報の収集・分析力	1.33	
	課題解決の提案力	0.67	
2. コミュニケーション力	説明力・プレゼンテーション力	0.67	
	調整力	1.00	
3. 成果の品質	目的の達成度	1.00	
	表現力	1.00	
合 計		7.33	

特記事項 上記評価を補足する上で必要な事項	【データベース掲載対象事項】
	【コンサルタントに対する要請等（非公表）】

- 西暦で表記してください
- 必ず2名以上で評価を実施してください
- 平均評価の合計の値が11以上の場合は「☆☆」、7以上10以下の場合は「☆」、6以下の場合は「-」を記載してください
- 下記の評価計算で算定された点数を記載してください
- 業務を通して、「特に良かった点、優れていた点」を中心に記載してください
- 今後改善を要する点等、先方に直接伝えたい事項を記載してください

計算した点数を様式2へ転載

評価の計算例：評価者3名の場合

視 点	評価者A	評価者B	評価者C	合計 ◎=2 ○=1	平均評価 (合計÷3)
業務目的等への対応力	○	◎	◎	5	1.67
関連情報の収集・分析力	◎		◎	4	1.33
課題解決の提案力			◎	2	0.67
説明力・プレゼンテーション力			◎	2	0.67
調整力		◎	○	3	1.00
目的の達成度		◎	○	3	1.00
表現力	◎	○		3	1.00

新規で当事業にご協力頂く場合の手順

本事業のデータベースがより有効なものとして機能するためには、ご協力いただける自治体の増加が何にも増して重要です。積極的なご参加を心よりお待ちしております。

ご協力いただく場合の手順は、以下のとおりです。

- ①運営委員会に「協力する」旨のご連絡をお寄せ下さい。
- ②運営委員会事務局から「協力依頼書」と「回答雛形」をメール送信します。
- ③その内容をご確認いただき、問題がなければその旨の返信をお願いします。
- ④当運営委員会委員長名の正式な「協力依頼書」を郵送します。
- ⑤回答書が運営委員会に届きましたら、本事業のホームページ上に自治体名等を掲載します。

都市計画コンサルタント優良業務登録事業要項

第1条 目的

本事業は、都市計画コンサルタントの業務実績のうち優良なもの（発注自治体による業務評価によって優良と認められたもの）を登録・公開することにより、都市計画コンサルタント業務の質的向上及び自治体における都市計画コンサルタント業務発注の利便向上を図り、もって都市計画の適切な実践と発展に資することを目的とする。

第2条 名称

本事業の名称は、「都市計画コンサルタント優良業務登録事業」とし、略称を「ejob 事業」とする。

第3条 実施体制

本事業は、（公社）日本都市計画学会、（公財）都市計画協会、（一社）都市計画コンサルタント協会及び認定 NPO 法人日本都市計画家協会による「都市計画コンサルタント優良業務登録事業に関する協定書」に定める運営委員会が管理運営する。

第4条 登録対象業務

自治体が発注した以下に示す都市計画関連業務のうち、都市計画的な提案力を求める業務（現況調査や意向把握などの基礎的作業に限定された業務以外の業務）を登録対象とする。ただし、公共工事に関する調査・設計（公共工事品確法に基づく基本方針で示されている「工事成績評価」の対象となるもの）を除く。

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①総合計画関係業務 | ⑦都市防災計画関係業務 |
| ②土地利用計画関係業務 | ⑧都市環境計画関係業務 |
| ③交通計画・施設計画関係業務 | ⑨住宅・住環境関係業務 |
| ④公園緑地計画関係業務 | ⑩マネジメント関連業務 |
| ⑤景観計画関係業務 | ⑪その他都市計画に関連する業務 |
| ⑥市街地整備計画関係業務 | |

第5条 登録事項

公開情報として登録する事項は、受注者情報（会社名等）のほか以下の事項とする。

- | | | |
|---------------|--------------------------------|---------------|
| ①業務分野 | ②業務名 | ③発注者（自治体担当部局） |
| ④履行期間 | ⑤担当技術者（進行責任者と作業主担当を明記） | |
| ⑥対象地域等 | ⑦JV による場合又は再委託先がある場合には、その必要事項＊ | |
| ⑧業務内容 200 字以内 | ⑨発注者（自治体担当部局）の評価 | |

＊⑦の必要事項：JV による場合は相手方の名称及び主な役割分担、再委託先がある場合はその名称と主な委託事項

第6条 評価依頼・登録・公開の手順

1) 評価の依頼

登録を希望するコンサルタント（自治体から直接受注した者に限る。）は、登録対象業務を選定し、登録事項表（様式1）を添えて、第3条に規定する運営委員会に業務評価を依頼する。この依頼は、原則として、評価対象業務の契約期間終了日後の最寄りの受付期間内（毎年度5月1日～6月30日及び10月1日～11月30日）に行うものとする。ただし、複数年度に渡る継続業務に関しては、発注自治体と協議の上当該継続業務の最終年度の契約期間終了日後の最寄りの受付期間内とすることができる。また、毎年度10月1日以降に本事業への協力表明がなされた自治体からの発注業務については、協力表明から二ヶ月以内に行うものとする。

2) 発注者への要請

運営委員会は、依頼を受けた後速やかに、当該業務の発注者（自治体担当部局）に対し、登録事項表の内容確認及び業務評価を要請する。

3) 評価結果の通知

要請を受けた発注自治体は、当該業務の公開が適当でない場合等当該業務が本評価事業に馴染まないと判断した場合を除き、登録事項表の内容に誤りがないことを確認した上で当該業務を評価し、登録事項表（自治体確認欄記入済みのもの）及び評価書（様式2）を運営委員会に送付する。

4) 評価結果の伝達

運営委員会は、送付された評価書を速やかに当該コンサルタントに回送する。

5) 登録依頼

評価書において第7条4)の☆印を得たコンサルタントは、第9条に規定する登録料を添えて運営委員会に登録を依頼するものとする。

6) 関係情報の登録・公開

運営委員会は、登録情報シートに第5条の登録事項を記載し、（公財）都市計画協会のホームページ上のデータベースに掲載する。データベースの登録情報は、一般に無料公開する。

7) 評価に対する不服申立て

業務評価結果に対する不服申立ては、認めない。

第7条 発注自治体による業務評価

- 1) 対象業務の評価は、業務契約に示された期間ごとに区分して行う。ただし、複数年度に渡る継続的業務については、発注自治体の判断により、全体を一括して評価対象とすることができるものとする。
- 2) 発注自治体は、原則として、評価要請を受けてから二ヶ月以内に評価を行うものとする。
- 3) 評価項目については、本事業の趣旨及び評価作業の簡便化の観点から、管理技術力や個人・組織の取組み姿勢等は対象とせず、成果のクオリティに直接関わる専門技術力、コミュニケーション力、成果の品質を対象とする。
- 4) 評価方式は、被評価者のインセンティブを確保するため、減点方式ではなく加点方式とし、表記は☆印（特に優れている業務：☆☆、それに準ずる程度に優れている業務：☆）によるものとする。
- 5) 発注自治体は、評価の安定確保を図るため、運営委員会が定める「業務評価要領」に即して評価を実施するものとする。

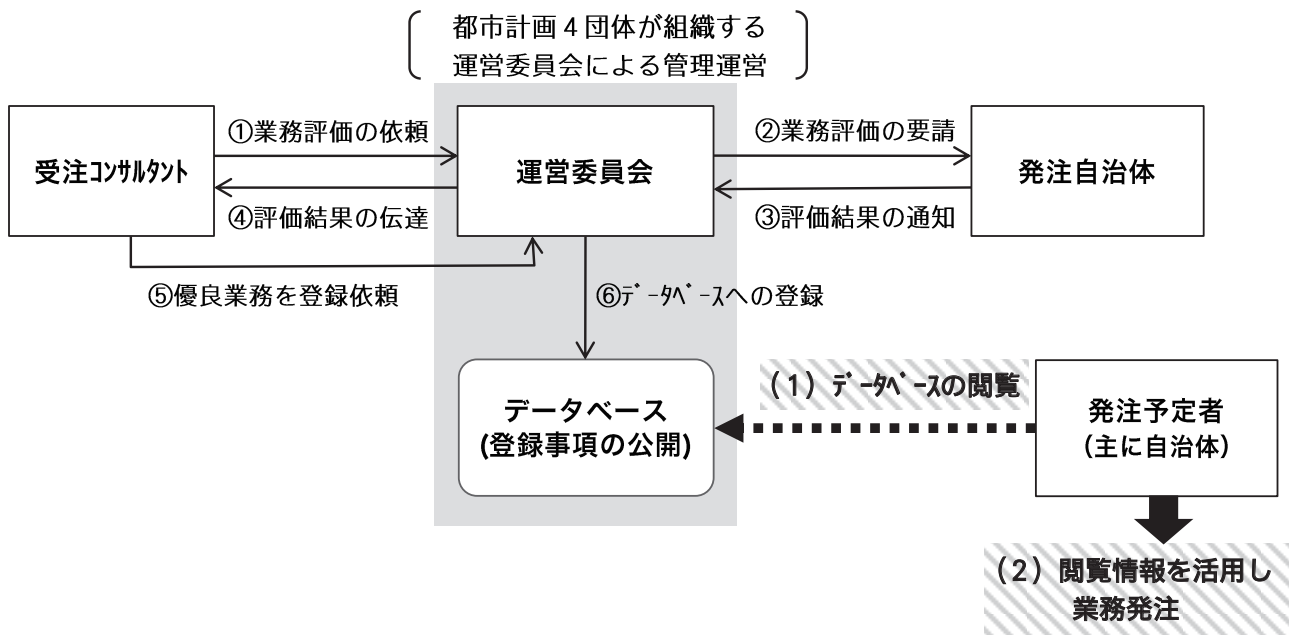
第8条 運営委員会と自治体との取組み

本事業の円滑かつ安定的な運用を確保するため、協力自治体（本事業に協力する意思を表明した自治体）と運営委員会とは、本事業の運用に先立ち、双方の役割を確認する等のため、協定、申合せその他の方法により一定の取決めを行うものとする。

第9条 登録料

登録を依頼するコンサルタントは、運営委員会が別に定める登録料を運営委員会に納付しなければならない。

【参考1】ejob 事業スキーム図



【参考2】登録対象業務の具体例

登録対象業務（業務分野）	具体例
①総合計画関係業務	国土計画、地方・広域計画、都市総合計画・都市計画マスタープラン、都市再生整備計画、立地適正化計画、観光・農山漁村振興計画 など
②土地利用計画関係業務	土地利用計画、地域地区制度活用、地区計画 など
③交通計画・施設計画関係業務	都市総合交通計画、交通施設計画（鉄道・新交通・街路・自転車道、駅広、駐車場、駐輪場等）、バリアフリーのまちづくり など
④公園緑地計画関係業務	緑の基本計画、緑地・公園計画、農とみどりのまちづくり など
⑤景観計画関係業務	景観計画、景観まちづくり、都市デザイン、自然・歴史等のまちづくり など
⑥市街地整備計画関係業務	都市再生整備計画、再開発事業計画、土地区画整理事業計画、密集市街地整備、中心市街地活性化 など
⑦都市防災計画関係業務	都市防災・地域防災計画、避難・誘導計画、宅地防災、災害復興など
⑧都市環境計画関係業務	環境基本計画、環境影響評価、低炭素対策、スマートシティ・エネルギー供給計画、廃棄物政策 など
⑨住宅・住環境計画関係業務	住宅政策関連計画、地域高齢者福祉計画、健康・医療・福祉のまちづくり、住宅地計画・住宅地再生計画、防犯まちづくり など
⑩マネジメント関係業務	プロジェクトマネジメント、エリアマネジメント、官民連携等のアドバイザー など
⑪その他都市計画に関連する業務	まちづくり条例案策定、都市計画法令案策定、都市・地域の解析・調査分析 など

（注）関係権利者等との協議調整、ワークショップ、事後評価などの業務は、その目的となる計画、事業等の業務分野とする。

様式 1 登録事項表

コンサルタント名

所在地：

電話番号：

メールアドレス：

① 業務分野	
② 業務名	
③ 発注者(自治体担当部局)	
④ 履行期間	
⑤ 主担当技術者	当業務の作業方針など計画書を作成し、中心的に指揮した技術者(A)及び作業を中心的に担った技術者(B)
⑥ 対象地域等	
⑦ JV等に関する事項	(調査検討事項) *
⑧ 業務内容(200字以内)	(提案内容) *

※都市計画的な提案事項を中心に
にご記入をお願いします。

* 調査検討事項ごとに提案内容を記載しても結構です。その場合は中央の点線を削除して下さい。
文字数は、調査検討事項と提案内容を合わせて200字以内でご記入下さい。

(自治体確認欄)

上記の内容について相違ない旨確認しました。

(西暦) 年 月 日
自治体(担当部局) 名

様式 2 評価書

(西暦) 年 月 日

都市計画コンサルタント
優良業務登録事業運営委員会御中

発注自治体担当部局名

評 価 書

依頼のあった下記業務に関する業務評価の結果を通知します。

業務名		評価者数	名	総合評価
受注者名				

評価項目	視 点	平均評価 (注) (○数の合計÷評価者数)	(注) 本評価は加算方式であるので、平均評価が「0」に表記されたとしても、必ずしもその評価が劣っていることを意味するものではない。視点が
1. 専門技術力	業務目的等への対応力		
	関連情報の収集・分析力		
	課題解決の提案力		
2. コミュニケーション力	説明力・プレゼンテーション力		
	調整力		
3. 成果の品質	目的の達成度		
	表現力		
合 計			

特記事項 上記評価を補足する上で必要な事項	【データベース掲載対象事項】
	【コンサルタントに対する要請等(非公開)】

(コンサルタントの今後の業務の参考とするため、できるだけご記入ください)

業務評価要領

第1 目的

この要領は、優良業務を登録するという本事業の目的にそって、自治体による都市計画コンサルタ
ントの業務評価が適正かつ円滑に行われるために、必要な事項を定める。

第2 評価者

- 1) 自治体の業務評価の責任者は、当該業務の実施状況を把握している職員の中から、業務評価を行
う者（評価者）を2名以上選任する。
- 2) 評価者は必要に応じて相互に意見交換を行うものとするが、最終的な評価については各評価者は
独立して判断を行うものとする。

第3 評価の方法

- 1) 評価は、3つの評価項目に対応して、下表の視点及び評価基準により行う。

評価項目	視点	評価基準
専門技術力	業務目的等への対応力	当該業務の目的を正確に理解し、業務内容や対 象地域の特性に即応した的確な検討がなされた。
	関連情報の収集・分析力	当該業務に関連する多面的な情報収集及び必要 な分析がなされ、それらが的確に提案に生かさ れた。
	課題解決の提案力	課題の解決に向けて、適切で説得力ある解決案 が提示された。
コミュニケーション力	説明力・プレゼンテーション 力	場面に応じた適切な表現媒体を用い、曖昧な表 現がなく、的確かつ論理的で感度のよい説明が なされた。
	調整力	説明に際し、相手の理解度を把握するよう努力 し、的確かつ明確な説明や、粘り強い調整対応 等の工夫により、業務が遂行された。
成果の品質	目的の達成度	要求仕様に対する的確な検討結果が提示され、 有用で質の高い最終成果として取りまとめられ た。
	表現力	最終成果が、簡潔で理解しやすく表現され、記 載方法等についても意欲的な創意工夫がみられ た。

- 2) 各評価者は、評価視点ごとに評価基準に対する達成度を判断し、高いレベルで達していると認め
られる場合は「◎」、それに準じたレベルで達していると認められる場合は「○」をそれぞれ付す。
その際、下表を参考として用いるものとする。

5段階評価との関係（目安）

5段階評価	評語	達成度	評価
5	Excellent	90 以上	◎
4	Good	70 ～ 90	○
3	Upper average	60 ～ 70	—
	Lower average	40 ～ 60	—
2	Below average	20 ～ 40	
1	Poor	20 以下	

- 3) 評価者全員の○数(◎は2とする)の合計を評価者数で除した数(様式2「評価書」中の合計欄の数)が、11以上の業務を☆☆、7以上の業務を☆とし、これを総合評価とする。
- 4) 上記の評価項目及び視点のほか、当該業務の評価にあたり補足すべき事項(評価視点のうち特にコメントすべき点、評価の視点には包含されないが評価すべき努力、今後同種の業務を行う際に努力を要請したい事項等)がある場合は、「特記事項」として記述する。

<参考> 評価基準の解説

評価項目	視点	評価基準	評価基準の解説
1. 専門 技術力	① 業務目的等への 対応力	当該業務の目的を正確に理解し、業務内容や対象地域の特性に即応した的確な検討がなされた。	⇒当該業務に関する発注者の意図を深く理解するとともに、業務対象の社会的・歴史的背景を踏まえた上で、新たな切り口等によりの確な分析・検討がなされたなど。
	② 関連情報の収 集・分析力	当該業務に関連する多面的な情報の収集及び必要な分析がなされ、それらが的確に提案に生かされた。	⇒多面的な情報とは、例えば幅広い関連事例・関連項目、他の分野への影響など。
	③ 課題解決の提案 力	課題の解決に向けて、適切で説得力ある解決案が提示された。	⇒課題の所在や内容を可視化し、課題に対して専門性・創造力をもって実現性も踏まえた提案がなされたなど。
2. コミュ ニケー ション 力	① 説明力・プレゼ ンテーション力	場面に応じた適切な表現媒体を用い、曖昧な表現がなく、的確かつ論理的で感度のよい説明がなされた。	⇒分かり易い図表、模型、CGなどを状況に即して的確に活用し、一般論と当該業務固有の論点が明確に区分され、発注者等の質問に対し、意図を深く理解し、ポイントをおさえた的確な回答がなされたなど。
	② 調整力	説明に際し、相手の理解度を把握するよう努力し、的確かつ明確な説明や、粘り強い調整対応等の工夫により、業務が遂行された。	⇒発注者が求めているものを理解した上で、発注者を含む関係者の意見を受け入れる態度、協調性をもって業務を遂行した、業務において意見の相違が生じた場合に、対立点を論理的に整理し、粘り強い適切な調整力により、発展的な結論や成果を導き出したなど。
3. 成果の 品質	① 目的の達成度	要求仕様に対して的確な検討結果が提示され、有用で質の高い最終成果として取りまとめられた。	⇒仕様にある検討項目について必要に応じて深掘りした検討が行われ、かつ、論旨や提案の根拠及び背景が的確に記述され、発注者としての有効活用が見込める最終成果となったなど。
	② 表現力	最終成果品が、簡潔で理解しやすく表現され、記載方法等についても意欲的な創意工夫がみられた。	⇒成果品(報告書、計画書等)の構成が内容を理解する上で適切なものとなっており、表現方法においても巧みな図解等によって、理解しやすいものになっているなど。

ご協力自治体リスト

2020 年 2 月 28 日現在 (152 自治体)

自治体		評価を実施していただける部局
北海道		都市計画課
宮城県		都市計画課
福島県		都市計画課
栃木県		都市計画課
群馬県		都市計画課
埼玉県		都市計画課、市街地整備課、公園スタジアム課
東京都		農業振興課
長野県	*	建設部
愛知県		都市計画課
三重県		都市政策課
鳥取県		県土整備部技術企画課
福岡県		都市計画課
長崎県	*	土木部
大分県		都市・まちづくり推進課
北海道	札幌市 *	都市計画課、地域計画課、事業推進課
	室蘭市	都市政策推進課
	帯広市 *	都市計画課
	北広島市	企画財政部
	下川町	建設水道課
青森県	弘前市 *	都市環境部
	八戸市	都市政策課
山形県	南陽市	建設課
岩手県	盛岡市	都市整備部
	久慈市	政策推進課
	陸前高田市	都市計画課
	平泉町	まちづくり推進課
宮城県	大河原町	地域整備課
福島県	福島市	都市計画課
	郡山市	都市計画課
	伊達市	建設部都市整備課、産業部商工観光課、伊達総合支所、月舘総合支所、保原総合支所
	檜葉町	復興推進課
茨城県	水戸市	都市計画部
	つくば市	環境政策課
栃木県	宇都宮市	都市計画課、市街地整備課、住宅課、緑のまちづくり課
	足利市	都市計画課、市街地整備課
	佐野市 *	都市計画課
群馬県	前橋市	政策部：交通政策課、都市計画部：都市計画課、市街地整備課
	館林市	都市計画課
埼玉県	さいたま市	都市局、東部地域・鉄道戦略部
	川越市	都市計画部
	熊谷市	都市計画課
	川口市	都市計画部、都市整備部
	所沢市	街づくり計画部
	本庄市	都市計画課
	東松山市	都市計画課
	春日部市	都市計画課
	深谷市	都市計画課
	越谷市	都市計画課、環境政策課
	戸田市	都市整備部
	久喜市	都市計画課
	北本市	都市計画課
	八潮市 *	都市計画課、公園みどり課、区画整理課、開発建築課
	毛呂山町	まちづくり整備課
	三芳町	道路交通課

自治体		評価を実施していただける部局
千葉県	千葉市 *	都市総務課、海辺活性化推進課、都市計画課、交通政策課、都心整備課、市街地整備課
	柏市	中心市街地整備課
	浦安市	都市計画課
東京都	千代田区 *	景観・都市計画課、地域まちづくり課
	港区	街づくり支援部
	台東区	都市づくり部
	墨田区	都市計画課、住宅課、建築指導課、防災まちづくり課、都市整備課、土木管理課、道路公園課、立体化推進課、拠点整備課
	豊島区	都市整備部
	練馬区 *	都市整備部
	足立区	都市建設部
	葛飾区 *	調整課、街づくり推進課
	江戸川区	都市開発部
	八王子市	都市総務課、土地利用計画課、都市計画課、交通企画課
	立川市	都市計画課、まちづくり推進課、交通政策課、建築指導課
	府中市	計画課
	昭島市	都市計画課
	調布市	住宅課
	武蔵野市	都市整備部
	町田市	経済観光部、道路部、都市づくり部
	国分寺市	まちづくり部
神奈川県	相模原市	都市建設局
	横須賀市	都市計画課、市街地整備景観課
	藤沢市	都市計画課、藤沢駅周辺地区整備担当、西北部総合整備事務所
	小田原市	都市政策課、都市計画課、まちづくり交通課
	逗子市	まちづくり景観課
	三浦市	全部局
	厚木市	都市計画課
	大和市	街づくり計画部
	平塚市	まちづくり政策部、都市整備部
	茅ヶ崎市	拠点整備課
	海老名市	まちづくり部
	座間市	都市計画課
	綾瀬市	都市計画課
新潟県	新潟市	都市政策部
	長岡市	都市計画課、住宅施設課、中心市街地整備室
富山県	富山市	都市整備部
石川県	金沢市	都市計画課
	加賀市	都市計画課
長野県	長野市 *	都市政策課、市街地整備課、公園緑地課、駅周辺整備課、交通政策課
	松本市	都市政策課
	上田市	都市計画課
	安曇野市	都市計画課、建築住宅課
	須坂市	まちづくり課
	塩尻市	建設事業部
	御代田町	建設水道課
	小布施町	建設水道課
	高山村	総務課
静岡県	静岡市	都市計画部
	浜松市	都市計画課
	沼津市	都市計画部
	富士宮市	都市計画課
	島田市	都市政策課
	伊豆市	都市計画課
岐阜県	岐阜市	都市計画課
	多治見市	都市政策課
	可児市	都市計画課

自治体		評価を実施していただける部局
愛知県	岡崎市	都市計画課
	一宮市	住宅政策課、公園緑地課、都市計画課、区画整理課
	豊川市	都市計画課
	碧南市	都市計画課
	刈谷市	まちづくり推進課
	豊田市	都市計画課
	安城市	都市計画課
	江南市	都市整備部
	小牧市	都市建設部：都市政策課、みどり公園課、区画整理課 健康福祉部：長寿・障がい福祉課
	東海市	都市整備課
	大府市	都市計画課
	岩倉市	行政課、都市整備課、企業立地推進室
	豊山町	産業・都市政策課
三重県	津市	都市計画部
	四日市市	都市計画課
	伊勢市	都市計画課
京都府	舞鶴市	都市計画課、企画政策課
大阪府	大阪市	都市計画課
	豊中市	公園みどり推進課
	吹田市	都市計画室
	松原市	まちづくり推進課
兵庫県	神戸市	住宅都市局：計画部、市街地整備部、住宅部、建設局：公園部
	加西市	都市計画課
	川西市	土木部、都市政策部
和歌山県	和歌山市	都市計画部 、スポーツ振興課
	紀の川市	農林振興課
	美浜町	防災企画課
島根県	大田市	建設部
岡山県	岡山市	都市整備局 、事業政策課
	倉敷市	都市計画課
広島県	広島市	都市計画課
山口県	長門市	都市建設課
	周南市	都市整備部、中心市街地整備部
香川県	高松市	都市計画課
高知県	須崎市	建設課、企画政策課
福岡県	北九州市 *	企画調整局、建設局、建築都市局
	大牟田市	都市計画・公園課
長崎県	長崎市 *	都市計画課
	佐世保市	都市政策課
	諫早市	都市政策課
熊本県	熊本市	都市政策課、都心活性推進課、開発景観課
大分県	大分市	都市計画課

注 1 この表は、新規に自治体から協力表明をいただいた時点で逐次更新されます。

注 2 *印のある自治体に評価依頼される場合は、留意事項をお伝えしますので、予め事務局にご連絡下さい。

2019年度 登録優良業務 の実績

登録優良業務実績の見方

優良業務のデータベースは、ejob事業のホームページからダウンロードできます。そのうち、2019年度のを次頁以降に掲載します。

データベースは、web上に一覧表の形で提供されており、下記のような内容を見ることが出来ます。

評価の例

Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ		Ⅳ					Ⅴ		Ⅵ			
No.	業務分野	業務名	発注者情報		履行期間	コンサルタント情報					業務対象地域等	Ⅳ・再委託に関する事項	業務内容	発注者の評価(総合評価)	特記事項	
			発注者	担当部署		連絡先(市代表)	企業名称	所在	電話番号	E-mail						中心的に指揮した技術者
H29-1	平成28年度市都市計画マスタープラン策定調査	東京都都市計画課	東京都都市計画部	東京都都市計画課	2016年●月●日～2017年●月●日	株式会社ejob計画研究所	東京都千代田区●町●●	●●-●●-●●●●	ejob@tokeikyuu.or.jp	第一計画部佐藤としお	第一計画部中村マチコ	なし	東京都●●市全域	前年度の基礎調査を踏まえ、先進的かつ独創的な都市計画マスタープラン計画立案に向けて、高度な数値解析や統計分析を実施。また、市民が理解しやすい計画とするためにGIS等を活用した図表等の資料作成に注力し、外部検討委員会やワーキング等の運営を行った。人口減少期を迎え都市計画の転換期間捉えた方針を設定し、従来とは一線を画した都市計画マスタープラン計画を策定した。	☆☆	-

i 業務分野

登録されている業務分野は①～⑪まであります。

- ①総合計画関係業務
- ②土地利用計画関係業務
- ③交通計画・施設計画関係業務
- ④公園緑地計画関係業務
- ⑤景観計画関係業務
- ⑥市街地整備計画関係業務
- ⑦都市防災計画関係業務
- ⑧都市環境計画関係業務
- ⑨住宅・住環境関係業務
- ⑩マネジメント関連業務
- ⑪その他都市計画に関連する業務

ii 発注者情報

業務を発注した自治体、担当部署、連絡先は記載されています。

iii コンサルタント情報

業務を受注したと都市計画コンサルタントの情報が掲載されています。単に企業名だけでなく、業務を主に担当した技術者の名前(末尾のPは認定プランナー)も記載されています。

iv 発注者の評価

評価は「専門技術力」「コミュニケーション力」「成果の品質」の3項目7つの視点に基づいて行われます。上記評価を統合し、高いレベルの評価となった業務が「☆☆」の2項目で記載されています。

v 業務内容

業務内容には、受注コンサルタントが業務を実施するにあたってポイントとなった都市計画的な提案内容が記載されています。じっくり読むと、コンサルタントの専門性や力量が垣間見られます。

vi 特記事項

発注自治体が、左記の「総合評価」以外に補足しておきたい評価に関する事項について記載されています。

No.	業務分野	業務名	発注者情報			コンサルタント情報						業務対象地域等	IV・再委託に 関する事項	業務内容	発注者の 評価 (総合評価)	特記 事項
			発注者	担当 部局	連絡先 (市代表)	履行 期間	企業 名称	所在	電話 番号	E-mail	主担当技術者 中心に 作業を担った 技術者					
2019-1	④	練馬区みどりの基本計画改定支援等業務委託	練馬区	環境部 みどり推進課	03-3993-1111	2017年4月21日～ 2018年3月30日	株式会社 ポリテック・エイ ディ	東京都中央区新富一丁目18番8号RBM 築地スクエア3F	03-6222-8911	eigyou@polyadd.co.jp	環境計画グループ 才木 祥史 都市造景グループ 宮澤 桃子 環境計画グループ 北市 裕樹	東京都練馬区全域	なし	(調査検討事項) みどりの実態調査結果に基づく地域別特性の分析、現行計画指標の達成状況の確認、みどりの多機能性及び区民の満足度を測る指標の検討、緑化委員会資料の作成支援、みどりの区民会議の支援等を実施した。 (提案内容) 区民の満足度に貢献できる計画への転換を目的とし、多機能性を活かした整備と活動支援の方針(又は施策)を提案し、計画に位置付けた。	☆	-
2019-2	①	平成28年度紀農業務第25号道の駅「青洲の里」基本構想・基本計画策定業務	紀の川市	農林商工部 農業振興課	0736-79-3902	2016年8月3日～2017年3月31日	株式会社 オオバ	東京都目黒区青葉台4-4-12-101	03-3460-0329	eigyo@k-ohba.co.jp	まちづくり部 担当課長 坊内 裕史	和歌山県紀の川市西野山地内	なし	(提案内容) ・「健康」と「観光」をコンセプトとしたリニューアル ・既存施設を転用したレストラン、売店、体験室の整備や特産品を販売する農産物直売所の新設、既存の園路や森林を活用したパークユースアクト、フォレストアクトベンチャー等の新たな遊び空間を提案 ・本施設を核として、隣接する看護学校との連携や本施設と最寄駅間にある旧街道・史跡等の地域資源を取込んだウォーキングコースの設定等の、周辺地域の活性化に寄与する事業展開を提案	☆	-
2019-3	⑩	平塚駅周辺地区活性化支援業務委託	平塚市	都市整備部 都市整備課	0463-23-1111	2018年6月20日～ 2019年3月29日	株式会社 アルメック VP I	東京都新宿区新宿5-5-3	03-3353-3200	hq@almec.co.jp	国内事業本部 木村 晃郁 ⑧ 小島 桃子 同 和田 早永	神奈川県平塚市平塚駅周辺地区	なし	(調査検討事項) 平塚駅周辺地区の活性化を目的として、商業者や地域住民が主体で進めるまちづくり活動やマネジメント体制等を位置づけるロードマップ(計画期間5年)を策定した。 (提案内容) まちづくりの実践(オーブンスペース活用社会実験等)を計画へ反映させるアプローチやビッグデータを活用したまちの分析を提案し、地域との情報共有のもと計画を策定した。地域が主体的に計画に関わったことにより、実践への移行が円滑に進んだ。	☆	* 1
2019-4	①⑨	調布市空家等対策検討調査業務委託	調布市	都市整備部 住宅課	042-481-7817 ※課直通	2018年4月1日～ 2019年3月25日	株式会社 パスコ	東京都目黒区東山2-13-5	03-3715-1672	toshikei@kaku@pasco.co.jp	東日本事業部 技術センター 社会情報部 都市計画課 室伏 博也 同 奥村 恵	東京都調布市	なし	(調査検討事項) 調布市の空き家対策に関連する様々な検討・支援、及び空き家等対策計画(案)等の検討。 (提案内容) 調布市と民間事業者が官民連携で取り組む「市内戸建所有者(空き家予備軍)を対象としたアンケート調査」の企画検討支援及び分析・まとめを実施。また、これまでの空き家対策の取組状況を体系的に整理するとともに、官民連携の推進を念頭にいたった今後の施策・事業の方向性等をまとめた対策プランを作成。	☆☆	* 2

* 1 まちづくりを担う地域住民へ丁寧な対応を心掛け、信頼を得たことにより、今後の事業につながる結果となった。その点に関しての目的の達成度は予想以上と言える。

* 2 「空き家」という明確なアプローチが困難な課題となる調査・研究の発注にあたり、業務工程の全ての段階における丁寧な対応と真摯な課題への取組姿勢が大きな成果につながった印象を持っている。今回の発注で経験したクライアントと課題を共に探求し、意欲的に関係性を持つ姿勢と、専門的な知識や経験から行う業務がコンサル業界で広がってくださることを切望します。

No.	業務分野	業務名	発注者情報			コンサルタント情報						業務対象地域等	IV・再委託に 関する事項	業務内容	発注者の 評価 (総合評価)	特記事項
			発注者	担当 部局	連絡先 (市代表)	履行 期間	企業 名称	所在	電話 番号	E-mail	中心的に 指揮した 技術者	主担当技術者 作業を中心に 的に担った 技術者				
2019-5	③	平成30年度 藤沢市地域公共交通 検討他業務委託	藤沢市	計画建設部都市計画課	0466-50-3537 ※課直通	2018年12月5日～ 2019年3月20日	株式会社パスコ	東京都目黒区東山2-13-5	03-3715-1672	toshikei.kaku@pasco.co.jp	東日本事業部技術センター社会情報部大山哲也①	東日本事業部技術センター社会情報部松原龍彦	なし	(調査検討事項) 公共交通不便地域を含む地域一帯を対象に、新たな地域公共交通導入を想定した場合の事業性の検討を行った。 (提案内容) 都市計画基礎調査(幅員別道路現況、土地利用現況)等を活用し、車両サイズに応じたルート案を設定した。GISを活用して算出した沿線人口、市内先行事例の利用・運営状況等を基に、事業性(需要、運行経費、収支等)を検証した。運営方式は、交通事業者による運行に加えて、地域組織による運営も想定し、比較検証を行った。	☆	* 1
2019-6	①①	平成28年度 長野県単県都市計画ビジョン策定業務	長野県	建設都市部まちづくり課	026-235-7297	2016年9月15日～2019年1月31日	株式会社KRC	長野県長野市縮里町中央3丁目33番23号	026-285-7670	krc@KRC-net.com	長野事務所地域計画室小林真幸同 長峯史弥	長野事務所地域計画室小林真幸同 長峯史弥	なし	(調査検討事項) 100mメッシュの人口及び土地利用データから、GISで都市農業地域の規制区分毎の人口動態と開発動向を分析し、圏域単位で現行制度の土地利用コントロールの機能性を評価 (提案内容) ・前ビジョン策定後の都市づくり関連の変化を8項目で簡潔に整理し、改定の視点を3点に集約 ・コンパクト・プラス・ネットワークとグリーンインフラに県独自の解釈を加え、都市構造の基本概念と信州らしい都市づくり推進の施策概念として位置付け、目標や施策に反映	☆	* 2
2019-7	⑧	28つくば市低炭素まちづくりガイドライン策定支援業務	つくば市	スマートシティ推進課(現環境政策課)	029-883-1111	2016年7月13日～2017年3月28日	株式会社URリンケージ	東京都中央区日本橋一丁目5番3号	03-6214-5732	taniguchi-h@urk.co.jp	都市整備本部都市環境室都市環境システム課谷口秀人	同左 古山薫	なし	(調査検討事項) 建物の低炭素化、環境配慮型の開発事業の実施、都市機能や都市エネルギーの効率化などを誘導するためのガイドラインを策定した。 (提案内容) 建物、環境配慮型開発の定量評価手法を如何に設定するかを課題であったが、BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)を活用しつつ段階的な評価項目を設定することで公平な定量評価を可能とした。	☆☆	* 3
2019-8	④⑧	広域における自然資源活用施策策定業務委託	埼玉県東南部都市圏連絡調整会議(自然資源専門部会)	事務局：越谷市環境経済部環境政策課	048-963-9183	2016年7月20日～2018年3月23日	株式会社URリンケージ	東京都中央区日本橋1-5-3日本橋西川ビル9F	03-6214-5693	takahashi-kazu@urk.co.jp	都市整備本部都市環境室高橋和嗣	同左 都市環境デザイン課岸本智代子 會田遥平 中村克己	なし	・東京に近接し都市化の進展が著しく、都市的課題や自然環境が近似的に5市1町の広域連携事業として実施 ・都市公園や街中の緑、屋敷林、農地、河川他、都市に散在する自然資源を広域的に捉えた、全国初の「広域版生物多様性地域戦略」 ・まちづくりへの反映ツールとして、各市町の総合計画、都市マス、緑の基本計画、景観計画、環境基本計画、農業関連計画、他の改定時に反映させる指針となる施策群(行動目標)を体系的に構築	☆	* 4

* 1 目的としている業務内容を理解し、成果に反映されていた。

* 2 高い意識のもと、業務に取り組んでいた。高い情報収集力と分析力を持ち、業務を的確かつ正確に遂行した。

* 3 主担当者は同種業務の経験に秀でており、参考となる類似事例の示唆及びその見せ方について優れていた。

* 4 複数自治体での広域連携事業のため、自治体間の調整に時間と労力が必要だったが、粘り強く対応していただきました。

No.	業務分野	発注者情報			コンサルタント情報						業務対象地域等	JV・再委託に 関する事項	業務内容	発注者の評価 (総合評価)	特記事項	
		発注者	担当部局	連絡先 (市代表)	履行期間	企業名称	所在	電話番号	E-mail	中心的に 発揮した技術者						主担当技術者
2019-9	⑨ 藤の台住宅再生方針検討支援業務(その1~4)	町田市	都市づくり部住宅課	042-724-4269	2018年5月9日 ~2019年3月31日	(株)市浦ハウジング&プランニング	東京都文京区本郷1-28-34 本郷Mkビル4F	03-5800-0925	t-kikuchi@ichiuura.co.jp	東京事務所 都市計画・設計室 西村奈弓	東京事務所 都市計画・設計室 西村奈弓	なし	東京都町田市藤の台地区	(調査検討事項) 「町田市団地再生基本方針」に基づき、分譲住宅団地における再生検討を支援するため、WSを5回開催し、まち・団地の目標像と課題解決のアイデア・取り組みをまとめた。 (提案内容) 駅からバス圏立地の大規模分譲住宅団地から、建替えたけでない改修やコミュニティ再生を考慮した地域の力を活かした交通や商業、未利用地・公園、居場所づくり、まちPRの課題対応策を取組み時期、主体等わかりやすく冊子に整理した。	☆☆	-
2019-10	②③ 平成30年度牧之郷地区計画等策定支援業務委託	伊豆市	建設部都市計画課	0558-83-5206	2018年4月20日 ~2019年3月22日	株式会社都市環境研究所	東京都文京区本郷2丁目35番10号	03-3814-1001	toshikan_prs@urdi.co.jp	東京事務所 計画グループ⑩ ブ・高鍋剛	東京事務所 計画グループ ブ・貴方(光吉)理佐 同・稲葉美里	なし	静岡県伊豆市牧之郷地区	人口減少地域における定住促進と地域活力の維持・向上を図るため、地域の意向を反映した「牧之郷地区まちづくり構想(案)」による緩やかなまちづくりの誘導と合わせて、都市計画法に基づき制限を行う地区計画を検討。地区計画の都市計画決定に向けた地域の合意形成と関係機関協議の支援とともに、建築物の制限に関する条例案や駅前広場の整備構想案や区画道路の配置案を作成した。	☆	*1
2019-11	②③ 平成29年度牧之郷駅周辺地区まちづくり検討業務委託	伊豆市	伊豆市建設部都市計画課	0558-83-5206	2017年8月15日 ~2018年3月23日	株式会社都市環境研究所	東京都文京区本郷2丁目35番10号	03-3814-1001	toshikan_prs@urdi.co.jp	東京事務所 計画グループ⑩ ブ・高鍋剛	東京事務所 計画グループ ブ・貴方(光吉)理佐 同・稲葉美里	なし	静岡県伊豆市牧之郷地区	区域区分の見直し(線引き廃止)が行われた伊豆市の牧之郷駅周辺における虫食い状の宅地化のおそれに対し、鉄道の交通利便性を活かした定住促進と地域活力の維持・向上を図るため、秩序ある宅地化のルールづくりや身近な道路、公園等の施設整備などまちづくりを検討。地域づくり協議会において地域の将来像や土地利用や交通のあり方について意見交換を重ね、「牧之郷地区まちづくり構想(案)」と地区計画案を作成した。	☆	*2
2019-12	②⑪ 平成28年度伊豆市土地利用条例等作成支援業務委託	伊豆市	伊豆市建設部都市計画課	0558-83-5206	2016年5月6日 ~2017年3月17日	株式会社都市環境研究所	東京都文京区本郷2丁目35番10号	03-3814-1001	toshikan_prs@urdi.co.jp	東京事務所 計画グループ⑩ ブ・高鍋剛	東京事務所 計画グループ ブ・貴方(光吉)理佐 同・手島朋之	なし	静岡県伊豆市内	田方広域都市計画区域からの分離と区域区分の見直し(線引き廃止)に向け、旧修善寺町域の用途地域外において、地域特異性に応じた土地利用規制・誘導の仕組みを検討。地域の土地利用実態を踏まえて特定用途制限地域の指定案と建築条例案を作成。また、狩野川浸水想定区域を対象として、開発時の雨水貯留・浸透機能の確保と建築物の浸水対策を促すための「伊豆市水害に備えた土地利用条例」案を作成し、合意形成支援を行った。	☆	*3

- * 1 前年度に抽出した地元住民の意見を反映したまちづくり構想をベースに、地区計画の案を作成していた。県・関係機関協議資料（図面等）や地元説明資料も的確に作成していた。県協議等における図面修正にも迅速に対応していた。
- * 2 従前市街地調整区域であった鉄道駅周辺の非線引き用途白地域という前提条件のもと、ブロックごとの将来像を地元住民と検討した上で、地区計画の素案につながるルールや施設を盛り込んだ構想をまとめた。いた。
- * 3 区域区分止の代替規制誘導措置として、災害リスクに対し、地域の実情を踏まえた対策を講じる必要があったが、発注者の意向を理解の上、先進事例の意を的確に盛り込んだ条例案等の資料を作成していた。

No.	業務分野	発注者情報			コンサルタント情報						業務対象地域等	IV・再委託に関する事項	業務内容	発注者の評価 (総合評価)	特記事項
		発注者	担当部局	連絡先(市代表)	履行期間	企業名称	所在	電話番号	E-mail	中心に指し出した技術者	主担当技術者				
2019-13	②⑪ 平成26年度伊豆市都市計画新制度概略設計検討業務委託	伊豆市	伊豆市建設部都市計画課	0558-83-5206	2014年5月29日～2016年3月10日	株式会社都市環境研究所	東京都文京区本郷2丁目35番10号	03-3814-1001	toshikan-prs@urid.co.jp	東京事務所計画グループ・高鍋剛①	東京事務所計画グループ・實方(光吉)理左之・手島朋之	静岡県伊豆市内	なし	☆☆	*1 人口減少が進む伊豆市において、持続可能な都市計画のあり方を検討。合併後の市域一体のコンパクトタウン&ネットワーク構想と、その実現に必要な土地利用のルールと拠点づくり等のアクションを提案。土地利用に関しては、田方広域都市計画区域からの分離と区域区分の廃止、全市への区域拡大とともに、災害危険性など地域の課題に応じた制度活用や条例等の規制のあり方を提案し、「伊豆市の新しい都市計画」の提言作成を支援した。
2019-14	①③ 第3次安城市都市計画マスタープラン策定業務委託	安城市	都市整備部都市計画課	0566-71-2243	2017年5月2日～2019年3月15日	株式会社国際開発コンサルタント	東京都新宿区新宿六丁目27番56号新宿スクエア3	03-5291-1511	eigyo.nagoya@idec-inc.co.jp	名古屋支店山本孝①	名古屋支店橋本大輔・仙台支店西野実央	愛知県安城市	なし	☆☆	*2 (調査検討事項) 都市計画マスタープラン(立地適正化計画含む)及び都市計画道路路網の再検討を行った。 (提案内容) 全体構想や地域別構想の運用にあたっては、まちの課題解決に向けた「市民とともにつくり・つかけ 協創」に基づくまちづくりを根幹と位置づけ、これらを積み重ねていくことにより地域別構想に基づいた地域づくりを実践し、地域別構想を包括する全体構想における将来都市像や都市づくりの目標の実現を目指す都市計画マスタープランの策定を行った。
2019-15	②⑪ “都心の将来ビジョン”の実現に向けた土地利用誘導等についての検討業務	神戸市	都市局計画部都市計画課土地利用係	078-322-5480	2017年7月8日～2018年3月30日	株式会社都市・計画・設計研究所	神戸市灘区山田町3丁目1番15号六甲アトリエハウス	078-821-8761	kobe@urid.co.jp	神戸事務所平井仁①	神戸事務所小松拓	兵庫県神戸市中央区都心地区	なし	☆	*3 (調査検討事項) 都心の将来ビジョンの実現に向けた土地利用の誘導施策として、「①回遊ルートの住宅規制に向けた検討」「②神戸らしい景観維持に向けた建築物の高さ規制の検討」を行った。 (提案内容) ①回遊ルート沿道建築物低層階の用途を調査し、GISによる可視化・評価を行い、ルートごとの施策の方向性をとりまとめた。②超高層マンションが立地する可能性のある敷地を対象に、3次元モデルを作成し、想定される施策毎の有効性を検証した。
2019-16	②⑥ 北九州市公共施設マネジメント実行計画モデルプロジェクト基本構想策定業務	北九州市	企画調整局都市マネジメント政策部都市マネジメント政策課	093-582-2076	2016年8月12日～2017年3月27日	株式会社UR九州支社	福岡市中央区天神3丁目9番33号KG天神ビル4階	092-713-9309	linkage40@urik.co.jp	九州支社長 武司① 市再生部住忠宣 市都市整備本部都市計画課 栗村英男	九州支店都吉住忠宣 市再生部住忠宣 市都市整備本部都市計画課 栗村英男	福岡県北九州市門司区司港地域、大里	なし	☆	- (調査検討事項) 公共施設再配置の基本的な考え方を具現化する、門司港地域の複合公共施設の基本方針と大里地域の基本計画の策定 (提案内容) 門司港地域：公共施設の集約化にあたり、鉄道駅を中心とした周辺の活性化や賑わい創出を目指すし、レトロ地区の立地環境を踏まえたまちづくり構想を提案。地域や事業者の意見を取り入れ、三つ構想を提案。大里地域：余剰地の活用において、地域需要を見極めた居住機能の土地利用とポテンシャル向上の取組内容を提案

* 1 人口、地形条件等に係るデータを活用し、条件不利地域であることを明確化した上で、土地利用面から都市計画を組み立てるなど、発注者の意向を理解し、国・県の関係機関協議も乗り越えられる制度設計を構築していた。

* 2 都市計画マスタープランと立地適正化計画の一体作成において、お互いに提案をしあうことができ、見易さやわかりやすさに努めた満足のいく業務となったと感じています。

* 3 業務期間中の方針変更にも柔軟に対応した。フリーウェアとGISを巧く連携させて、当該業務に限らず、他の業務にも転活用できる手法を積極的に提案するなど、創意工夫が見られた。

No.	業務分野	業務名	発注者情報			コンサルタント情報						業務 対象 地域 等	Ⅳ・ 再委託 に関する事項	業務内容	発注者 の評価 (総合評価)	特記 事項	
			発注者	担当 部局	連絡先 (市代表)	履行 期間	企業 名称	所在	電話 番号	E-mail	中心的に指 揮した技術 者						主担当技術者 作業を中心 的に担った 技術者
2019-17	①⑩	平成29年度集約都市形成支援事業第29-7-101号須崎市立地適正化計画策定委託業務	須崎市	建設課都市計画係	0889-42-5193	2017年6月1日～2018年3月20日	株式会社URリンケージ	東京都中央区日本橋一丁目3番3号	03-6214-5692	itabashi-m@urk.co.jp	都市整備本部計画部・遠竹利道⑥	都市整備本部計画部まちづくり計画第二課板橋正明同課 齋藤威己同課 三谷彩子	高知県須崎市	なし	(調査検討事項) 持続可能な集約型都市構造への転換に向け、立地適正化計画を策定するにあたり、既成市街地の全域が12津波による浸水想定区域となっている特殊事情を考慮する必要がある。 (提案内容) 津波災害に備えて全ての住宅を高台等の安全な場所に移動させることは、財政や現在の生活を維持する上で事実上困難であることを踏まえ、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定及び誘導施策について、須崎市独自の取組みを含めた提案を行った。	☆	* 1
2019-18	②	(仮称)第3老人福祉センター基本構想・基本計画策定業務委託	小牧市	長寿・障がい福祉課	0568-76-1193	2018年4月24日～2019年3月28日	株式会社オオバ	東京都千代田区神田錦町三丁目7-1	03-5931-5935	eigyo@k-ohba.co.jp	まちづくり部丸山昇	まちづくり部木村晃一 まちづくり部竹内希生	愛知県小牧市大字久保一色地内	なし	(調査検討事項) 基本構想、基本計画、検討委員会意見反映、次世代交流機能、地域活性化 (提案内容) 老人福祉センターの整備に際して、周辺の土地利用や交通アクセスを踏まえ、コンセプトや施設配置、導入機能等の整理を行い、基本構想・基本計画を策定した。施設利用者のニーズ等の分析をした上で導入機能を設定すると共に、駅前の立地性を活かして既存施設にない世代交流機能を新たに設け、高齢者福祉のみならず地域活性化にも貢献する施設計画とした。	☆☆	-
2019-19	①	横須賀市立地適正化計画策定支援業務委託	横須賀市	都市部都市計画課	046-822-8133	2018年4月10日～2019年3月15日	昭和株式会社	東京都千代田区平河町一丁目7番21号	03-5276-8775	madogu_chi_eigyo@sho-wa.co.jp	開発事業部立山善宏 ⑥	開発事業部企画調査室森山長和 開発事業部企画調査室坂本 明子	神奈川県横須賀市	なし	(調査検討事項) 年度内の立地適正化計画の策定に向けて、前年度に続き、居住誘導区域及び誘導施策の検討、目標値の設定、検討委員会(庁内35課)及び地区別説明会(12地区)の運営支援等を行った。 (提案内容) 居住誘導区域の検討においては、コンパクトに形成されてきた市街地形成の経緯を考慮した区域設定を検討し、居住誘導に係る施策の設定では多様な住宅地タイプに即した施策を立案し、12地区別による丁寧な市民意見の把握等により計画案を作成した。	☆☆	* 2
2019-20	⑩	平成30年度清委第15号草薙駅南口グランドデザイン作成支援等業務	静岡市	清水駅周辺整備課	054-354-2018	2018年5月23日～2019年3月22日	昭和株式会社	東京都千代田区平河町一丁目7番21号	03-5276-8775	madogu_chi_eigyo@sho-wa.co.jp	中部事業部静岡技術室中山裕太	開発事業部都市調査室谷村 晃子 開発事業部都市調査室見城 伸	静岡県静岡市清水区草薙1丁目外6地内	なし	(調査検討事項) 都市再生推進法人草薙カルテッドや地域の大塚、住民等との連携のもと、草薙駅南口グランドデザインの作成を通じて官民連携まちづくり(エリアマネジメント)に取り組んだ。 (提案内容) 地域主体のまちづくりの実現に向け、①安心安全をテーマとした照明社会実験や②地域の移動のあり方を議論する「草薙カワイギ」、③まちづくりの担い手育成の為に「草薙インターン」等、関係者を巻き込んだ会議体の構築を提案し、実践型まちづくりを実施した。	☆	-

* 1 災害リスクのある地域に立地適正化計画の誘導区域を設定したモデル的な業務になっている。

* 2 前年に引き続き業務であるが、最後まで意欲的に取組み、丁寧な業務遂行でありました。

No.	業務分野	発注者情報			コンサルタント情報						業務対象地域等	JV・再委託に関する事項	業務内容	発注者の評価 (総合評価)	特記事項	
		発注者	担当部局	連絡先 (市代表)	履行期間	企業名称	所在	電話番号	E-mail	中心的に指揮した技術者						主担当技術者
2019 21	①② 都市計画 変更検討 調査委託	川口市	都市計画課	049-220-2068	2018年6月28日 ～2019年3月29日	昭和株式会社	東京都千代田区平河町一丁目7番21号	03-5276-8775	madogu.chi_eigyo@sho-wa.co.jp	開発事業部 企画調査室 新野 友美	開発事業部 都市調査室 上坂 明 同 前田英輝 同 武内俊樹	埼玉県川口市全域	なし	防火地域・準防火地域の指定や用途地域変更の検討、集約型都市構造に向けたまちづくりの方向性、都市計画基本方針に基づく各拠点のまちづくりの実現化手法の検討を行った。防火地域等の検討では、取組み優先度のスク等を考慮した項目により、取組み優先度の高い地区を抽出した。各拠点の検討では、市街化調整区域での区画整理の可能性や緑に配慮した整備条件、公民連携による賑わい創出に向けた取組みを検討・提案した。	☆	-
2019 22	①② 立地適正化計画策定に係る基礎調査業務 立地適正化計画(都市機能誘導区域)策定業務	前橋市	都市計画都市整街地整備課	027-898-6946	2015年8月26日 ～2017年3月29日	一般財団法人計量計画研究所	東京都新宿区市谷本村町2番9号	03-3268-9911	info@ibs.or.jp	須永大介 ^① (研究本部) 稲原 宏(研究本部 都市地域・環境部門)	加藤 桃子(B) (研究本部 都市地域・環境部門) 関本 稀美(B) (同上)	群馬県前橋市	計量計画研究所・アイ・ディー・エーJ V共同提案体 当研究所は主にまちづくり及び都市機能誘導区域・誘導施設・誘導施策の設定、計画のとりまとめに係る項目を担当	①調査検討事項) 公共交通とまちづくりを連動させ、自動車に頼らず生活ニーズを満たすことができるまちに向けて「前橋市立地適正化計画」を策定 (提案内容) ①主要な拠点ごとにPT調査を活用して、訪問者の活動目的や年齢層、性別、居住地分布などを踏まえて誘導方針を検討 ②方針に基づき、人口・都市機能の集積状況に加えて、公共交通の利便性から拠点を選定し、中心となる交通結節点から徒歩・自転車まで回遊できる市街地のまとまりを都市機能誘導区域として提案	☆	* 1
2019 23	①② 立地適正化計画(居住誘導区域)策定業務 立地適正化計画(居住誘導区域設定及び計画策定取りまとめ)策定業務	前橋市	都市計画都市計画課	027-898-6943	2017年5月18日 ～2019年3月20日	一般財団法人計量計画研究所	東京都新宿区市谷本村町2番9号	03-3268-9911	info@ibs.or.jp	石川 岳男 ^① (研究本部 都市地域・環境部門) 稲原 上(同上)	加藤 桃子(研究本部・都市地域・環境部門) 関本 稀美(同上)	群馬県前橋市	計量計画研究所・アイ・ディー・エーJ V共同提案体 当研究所は主にまちづくり及び居住誘導区域・誘導施設の設定、計画のとりまとめに係る項目を担当	(調査検討事項) 公共交通とまちづくりを連動させ、自動車に頼らず生活ニーズを満たすことができるまちに向けて「前橋市立地適正化計画」を策定 (提案内容) ①都市機能と居住の集積を推進する誘導区域と、公共交通の利便性を享受しながら、生活できる誘導区域の2種類を提案 ②公共交通の利便性を享受できる誘導区域については、PTデータを活用して駅・バス停までのアクセス圏を把握し、網形成計画の幹線軸等からアクセス圏域内を具体的に範囲として提案	☆	* 2

* 1 業務の目的や本市の特徴を理解し、必要な情報収集や分析等がなされ、担当者に対しても明確な説明がなされた。成果についてもよくまとめられたものであった。

* 2 業務の目的、内容はもとより、本市の地域特性を理解し業務に必要な分析や情報収集がなされ、提案に生かされていた。

No.	業務分野	業務名	発注者情報			コンサルタント情報						業務対象地域等	JV・再委託に関する事項	業務内容	発注者の評価 (総合評価)	特記事項	
			発注者	担当部局	連絡先 (市代表)	履行期間	企業名称	所在	電話番号	E-mail	中心的に活躍した技術者						主担当技術者
2019-24	①	下川町都市計画マスタープラン策定委託業務	下川町	建設水道課	01655-4-2511	2017年6月1日～2018年3月30日 2018年5月2日～2019年3月29日	株式会社ドーコン	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号	011-801-1555	mh816@docon.jp	総合計画部 本間春海 同一 喜 ^①	総合計画部 岡本 真和	北海道上川郡下川町	なし	(調査検討事項) 都市マスで求められる市街地整備の方針（土地利用、交通、公園緑地等）はもとより、街づくりの要となる下川町ならではの特色ある3つの基本方針を検討した。 (提案内容) 全町民アンケート、町民検討委員会、庁内検討委員会等の意見・議論を経て、下川町の街づくりの要となる3つの方針を検討した。中でも、まちの公共施設等の長期的な再編・再配置構想の必要性の理解を得て、再配置構想のイメージ例を提案した。	☆☆	* 1
2019-25	⑤	和歌の浦街なみ環境整備計画策定業務委託	和歌山市	都市建設局 都市計画部 都市再生課	073-432-0001	2018年06月12日～2019年03月29日	株式会社オオバ	東京都千代田区神田錦町三丁目7-1	03-5931-5935	eigyo@k-ohba.co.jp	大阪支店 まちづくり部 主任 窪田隼人 担当 課長 坊内裕史	大阪支店 まちづくり部 担当部長 上田哲生	和歌山県和歌山市和歌浦中1丁目外	なし	(調査検討事項) 日本遺産の認定を受けている和歌山市和歌の浦地域において、街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画を策定する。 (提案内容) 整備方針・整備事業計画の策定にあたっては、地域の歴史・文化等の違いを考慮し3つのゾーンに分け、ゾーンごとにめざすべき姿の設定や、その実現に向けた地区施設や住宅等の整備に関する方針を示した。また、具体的な事業として修景基準の設定、道路の美装化・電線類地中化等の検討を行った。	☆☆	* 2
2019-26	①	大分市立地適正化計画策定業務委託	大分市	都市計画部 都市計画課	097-537-5967	2017年06月01日～2019年03月15日	株式会社オオバ	東京都千代田区神田錦町三丁目7-1	03-5931-5935	eigyo@k-ohba.co.jp	九州支店 まちづくり部 計画設計課 小宮大介 九州支店 まちづくり部 計画設計課 中原智恵	九州支店 まちづくり部 計画設計課 小宮大介 九州支店 まちづくり部 計画設計課 中原智恵	大分県大分市内	なし	(調査検討事項) 都市構造上の課題を踏まえ、人口減少・少子高齢化社会の進展に対応した都市のあり方を示す「立地適正化計画」の策定を支援した。 (提案内容) 約48万人が暮らす大分市の都市構造上の課題を定量的・効率的に把握するため、56小学校区に区分して分析・評価し、拠点性の高い地域を明らかにした。この結果を誘導区域・施策の検討に反映するとともに、誘導区域の外側での対応を併せて検討すること、市民に納得感のある計画となるよう留意した。	☆☆	-
2019-27	①②	大牟田市都市計画マスタープラン改定及び大牟田市立地適正化計画策定業務委託	大牟田市	都市計画・公園課	0944-41-2782	2016年7月27日～2019年3月15日	株式会社オオバ	東京都千代田区神田錦町三丁目7-1	03-5931-5935	eigyo@k-ohba.co.jp	九州支店 まちづくり部 計画設計課 同課 小宮大介 同課 中原智恵 同課 浅野耕平	九州支店 まちづくり部 計画設計課 同課 小宮大介 同課 中原智恵 同課 浅野耕平	福岡県大牟田市内	なし	(調査検討事項) 都市づくりの課題を踏まえ、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、市街地調整区域の整備保全構想の同時並行による検討を支援した。 (提案内容) 人口減少・少子高齢化社会の進展や社会情勢の変化に対応するため、市街地縮退への道筋の明示と市街地調整区域で顕在化しつつある農村集落活力維持に向け、3計画同時並行で検討を行い、課題や将来像を共有し、市街化区域等の規制区分に拘らずに対策を立案することで市民が納得できる計画とした。	☆☆	* 3

* 1 2か年に渡る都市マス策定の中で、まさに多種多様な意見があったが、担当者はそれらをよくまとめ上げ、結果として成果品は想定以上のものとなった。

* 2 和歌山市歴史的風致維持向上計画に基づき整備計画を策定するため、地域固有の歴史文化を踏まえる必要があったが、よく調査研究がなされていた。

* 3 地域の課題を計画に反映するため、市民ワークショップを市内全域で開催した。

No.	業務分野	業務名	発注者情報			コンサルタント情報						業務対象地域等	IV・再委託に関する事項	業務内容	発注者の評価 (総合評価)	特記事項
			発注者	担当部局	連絡先(市代表)	履行期間	企業名称	所在	電話番号	E-mail	中心的に指 揮した技術者	主担当技術者				
2019-28	①	和歌山市 歴史的風 致維持向 上計画策 定業務委 託	和歌山市	都市再生 課	073-435- 1048	2017年 6月8日 ～2018 年3月 17日	株式会社 地域計画 建築研究 所大阪事 務所	大阪市 中央区 今橋3 -1-7 日本 生命今 橋ビル 10階	06- 6205- 3600	info@ arpak. co.jp	都市・地域 フランニン ググループ 絹原一寛 岡本壮平 ^①	都市・地域 フランニン ググループ 松下藍子 依藤光代	なし	(調査検討事項) 歴史・文化を生かした都市づくりを効果的に進 めるため、市の維持向上すべき歴史的風致や課 題・方針、重点区域での整備計画の立案等 (提案内容) 市全域に広がる歴史・文化を掘り起こし、歴史 的風致に位置付けることで、今後の保全活用を 狙った。広域と致、同時期の日本遺産認定と合 わせて、更なる歴史・文化の都市づくりを図る べく、歴史的資源や景観の保全、回遊の拠点的 施設の提案などを行った	☆	* 1
2019-29	⑤	陸前高田 市屋外広 告物規制 等検討業 務	陸前高田 市	都市計画 課	0192-54- 2111	2018年 12月 4日～ 2019年 3月29 日	(株)ア ルテッ プ	東京都 港区赤 坂8-10- 39 赤 坂KSA ビル2F	03- 3478- 1080	info@ artep.co.jp	中川 智之 ^①	佐野 雄二 ^① 三村 隆浩 柴田 淳志	なし	復興が進み建築物の建築も本格化している陸前 高田市では、平成30年6月に景観計画を策定。 本業務は、同市の景観形成を更に推進するため、 復興折念公園周辺地域とそれにつながる沿道地 域等の景観形成を実現するべく、市独自の屋外 広告物条例の制定、景観地区の制定、景観計画 の改定、特定用途制限地域の指定等による、各 種規制誘導手法を組合わせた、実効性が高く総 合的な景観形成方策の技術的な提案・検討を行 い策定を支援した。	☆☆	* 2
2019-30	②	市街化調 整区域地 区計画の 運用指針 案の作成 及び大規 模土地利 用転換に おける土 地利用制 度の在り 方検討業 務委託	町田市	都市政策 課	042-724- 4248	2018 年7月 30日～ 2019年 3月18 日	(株)ア ルテッ プ	東京都 港区赤 坂8-10- 39 赤 坂KSA ビル2F	03- 3478- 1080	info@ artep.co.jp	中川 智之 ^①	佐野 雄二 ^① 永久 史郎 上條 由紀	なし	①市内の市街化調整区域の土地利用特性や建築 動向等の分析に基づき、複数の類型による今後 の土地利用の方向性を提案・整理。それらを踏 まえ市街化調整区域地区計画の運用指針案の作 成を支援した。 ②市内で大規模な土地利用転換が見られる地 区を複数抽出し、今後の課題と対応方向を検討・ 提案。その上で、大規模敷地の土地利用転換に 対して、土地取引段階、開発構想段階での適切 な土地利用の誘導方策を提案・検討した。	☆☆	* 3
2019-31	③	近鉄四日 市駅周辺 整備交通 処理検討 業務委託	四日市市	都市計画 課	059-354- 8214	2019 年1月 24日～ 2019年 9月30 日	中央コン サルタン ツ(株)	名古屋 市西区 那古野 2-11-23	052- 551- 2541	nagoya- info@ chuoh-c. co.jp	本店・都市 整備部 村松由博 神谷貴浩 桑嶋博史 ^①	本店・都市 整備部 楢垣貴政 ^①	なし	(調査検討事項) 近鉄四日市駅周辺等整備基本構想を踏まえ、中 央通り及び駅前広場の交通処理検討及び道路予 備検討を行った。 (提案内容) 交通シミュレーションでは、時刻表から把握さ れるバス台数の設定や歩行者ブロック調査結果 を反映した詳細な交通流動モデルを構築した。 道路予備検討では、道路構造令を踏まえた課題 整理と合せて、事業者ヒアリングや車両軌跡に よる検証など多様な視点により実現性を高める 検討をした。	☆	* 4

* 1 計画作成において、市民や国、県、庁内関係部局、学識経験者等で構成する協議会等多方面の意見聴取及び調整を要する業務であったため、何度も計画案の修正が生じたが、スケジュール遵守に努めていた。

* 2 市の現況を把握し、景観行政について市へ適切な情報等を提供され、疑問点等への対応が迅速であった。

* 3 関係団体への説明等において、緊急のデータ分析や資料作成支援に対応いただいた。

* 4 当該業務に関連し、多面的な情報収集や必要な分析が的確になされ、提案に生かされた。

No.	業務分野	業務名	発注者情報			コンサルタント情報					業務対象地域等	IV・再委託に関する事項	業務内容	発注者の評価 (総合評価)	特記事項
			発注者	担当 部局	連絡先 (市代表)	履行 期間	企業 名称	所在	電話 番号	E-mail					
2019-32	⑧⑩ 低炭素まちづくり計画運用基準作成業務委託等※1	川西市	土木部 セラ川西 推進課	072-740-1203	2013年8月13日～ 2019年3月20日	株式会社 地域計画 建築研究所 大阪事務所	大阪市 中央区 今橋 3-1-7 日本生命 今橋ビル	06-6205-3600	info@arpak.co.jp	サステイナ ビリティマ ネジメンブ グルー⑩ 畑中直樹	地域再生デ サイング ループ 山本昌彰 都市・地域 プランニン ググループ 絹原一寛 サステイナ ビリティマ ネジメンブ グルー 中川貴美子	なし	当地区は、工場跡地からの土地利用転換を目指すエリアで、「地区全体の付加価値向上」のため「エコマチ川西低炭素まちづくり計画」の策定を行った。その計画を具現化するため、「エコマチ運用基準」として、低炭素・景観に関する各項目を提案するとともに、運用基準の誘導および協議結果の成果の見える化として「ラベリング制度や建築賞」の創設の提案およびモニタリングのためのエコマチ協議会の組成について提案を行った。	☆	* 1

※1 低炭素まちづくり計画運用基準作成業務委託 / 低炭素まちづくり計画策定支援業務委託 / エコマチ協議会開催に伴うコーディネート支援業務委託 / 平成28年度エコマチ協議会支援業務委託 / 平成29年度エコマチ協議会支援業務委託 / 平成30年度セラ川西エコマチ協議会支援業務委託

* 1 全国初の低炭素まちづくり計画の策定にあたり、課題を共に探求し、専門的な知識や経験から適切なアドバイスを受けることで計画を策定することができた。高い情報収集力と分析力を持ち、業務を的確かつ正確に遂行した。

2019 年実施の ejob 事業アンケート調査の実施結果

調査概要

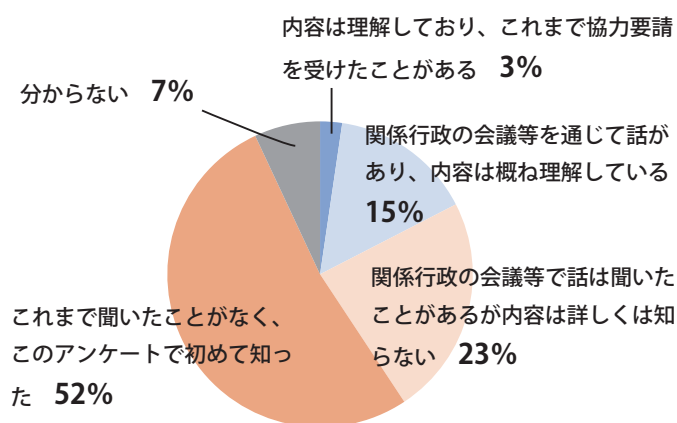
- ・ ejob 事業の更なる改善・発展のために 2019 年 9 月～10 月にかけてアンケート調査を実施しました。148 の自治体と 97 のコンサルタントからご協力をいただきました。
- ・ それぞれに対する質問項目は以下の通りです。
- ・ 本冊子では、結果の抜粋をご紹介します。詳細は、ejob 事業ホームページをご覧ください。

	協力自治体	その他自治体	コンサルタント
質問項目	・ 評価作業の負担感 ・ データベースアクセス状況 ・ 制度全体への意見	・ 当事業の認知度 ・ 協力要請への対応 ・ 協力する場合の障害 ・ 発注時の情報入手方法	・ 評価依頼検討後見合わせの経験や要因 ・ 評価依頼による自治体との関係変化の懸念と対策 ・ ☆なしのダメージとダメージ軽減策 ・ ☆の効果効用 ・ 制度全体への意見
	共通：視野を広げたデータベース		

アンケート調査結果（自治体）

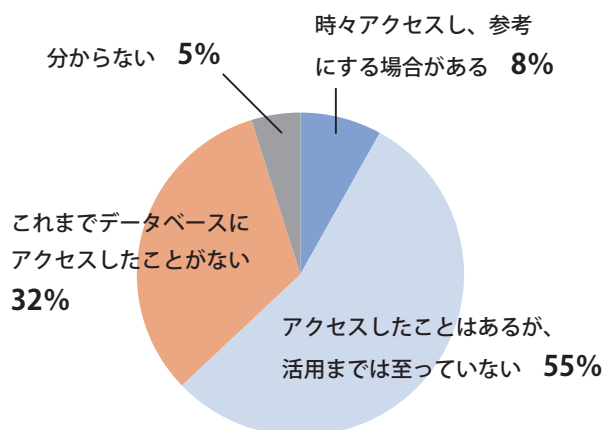
1. ejob 事業の浸透度

- ・ 自治体の認知度について「当事業は今回初めて聞いた」という自治体が、まだ協力表明いただいていない自治体のうち 52% あり、また協力要請への対応について、「支障なし」が 26%、「分からない」が 59% でした。まだまだ自治体への浸透度は不十分であり今後も働きかけをする素地はあると感じています。



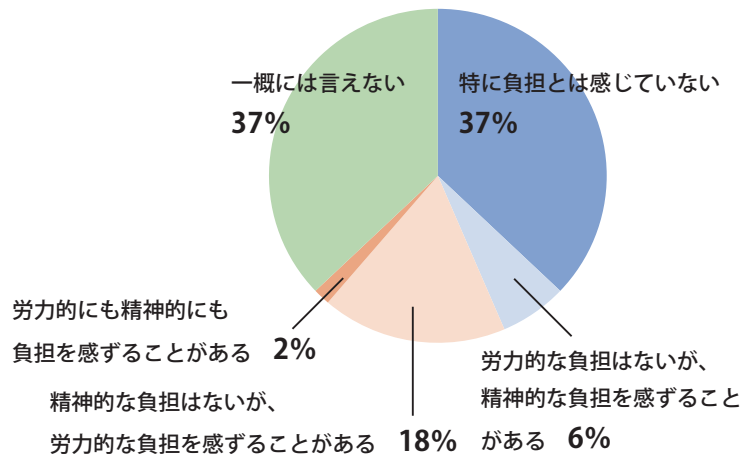
2. データベースアクセス状況

- ・ 自治体のデータベースのアクセス状況については「アクセスしたことはあるが活用までではない」が 55%、「アクセスしたことがない」は 32% でした。まだ有効活用の段階には至っておらず、今後は更なる評価実績の蓄積が必要と考えています。



3. 評価作業の負担感

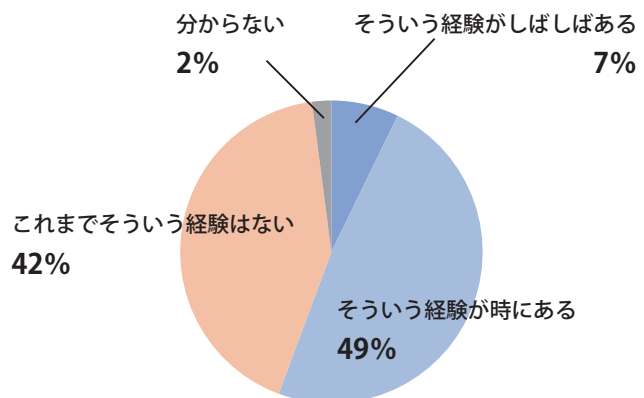
- 自治体の評価作業の負担感については「負担を感じていない」＋「一概には言えない」で74%でした。特に大きな負担感は存在しないと思われます。制度の仕組み自体の見直しに係る意見はありませんでした。



アンケート調査結果（コンサルタント）

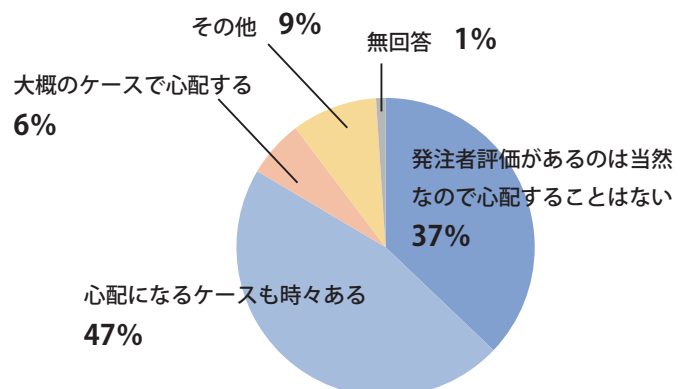
1. 評価依頼を見合わせた経験

- 評価依頼検討後に見合わせた経験があるのは56%で、その要因として「発注自治体が協カリストにない」＋「協カを頼んだが断られた」が68%、「評価依頼書作成が煩わしい」が41%でした。協カ自治体の増加と評価依頼書作成の負担感軽減が求められています。



2. 評価依頼による自治体との関係

- コンサルタントの評価依頼による自治体との関係変化の懸念については「評価は当然で心配しない」が37%、「時々心配」が46%でした。そこまで関係変化を懸念している人は多くないとみられ、「業務評価」自体は浸透しつつあるように思われます。



最新情報は

ejob 事業 検索

or



or

<http://www.tokeikyou.or.jp/touroku.html>

イ ー ジ ョ ブ
e★job

ejob とは、
excellent job（良い仕事）
を指す言葉です。
「ejob 事業」を只今
商標登録出願中です。



問合せ先
E-mail
関係団体

ejob 事業運営委員会事務局（公益財団法人 都市計画協会内）
ejob@tokeikyou.or.jp（記録確保の観点から、問い合わせはメールでお願いいたします）
公益社団法人 日本都市計画学会 公益財団法人 都市計画協会
一般社団法人 都市計画コンサルタント協会 認定特定非営利活動法人 日本都市計画家協会

発行日：2020 年 3 月

発行者：都市計画コンサルタント優良業務登録事業運営委員会